

都道府県・指定都市・中核市
地域福祉・社会福祉主管部 (局)
高齢者・健康福祉主管部 (局)
児童相談所主管部 (局)
女性支援事業担当部 (局) } 長 殿

国立保健医療科学院長
(公 印 省 略)

令和 8 年度「医療福祉に関する分野」の研修の実施について

令和 8 年度「医療福祉に関する分野」の研修について、下記のとおり実施しますので、貴管内の関係機関等へ周知の上、受講者の派遣について御配慮をお願いします。

受講申込みに係る事前書類や詳細情報については、本院ホームページの研修案内から御確認ください。
また、受講申込みに当たっては、各主管部局においてお取りまとめいただくとともに提出期限を厳守されるよう併せてお願いします。

記

研 修 名 ・ 研 修 期 間	受講申込書類の提出期限 (必着)	開催方法
1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 ① 社会福祉法人・老人福祉施設担当 研修期間：令和 8 年 6 月 1 日 (月) ～ 6 月 3 日 (水) ② 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 研修期間：令和 8 年 6 月 1 日 (月)、2 日 (火)、4 日 (木) ③ 社会福祉法人・児童福祉施設担当 研修期間：令和 8 年 6 月 1 日 (月)、2 日 (火)、5 日 (金)	令和 8 年 4 月 1 0 日 (金)	オンライン研修 (Zoom)
2 ユニットケアに関する研修 (施設整備・サービスマネジメント) 研修期間： 【施設整備コース】令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) ～ 3 0 日 (火) 【サービスマネジメントコース】令和 8 年 6 月 2 9 日 (月)、7 月 1 日 (水)	5 月 8 日 (金)	オンライン研修 (Zoom)
3 福祉事務所長研修 研修期間：令和 8 年 7 月 2 2 日 (水) ～ 7 月 2 4 日 (金)	5 月 2 2 日 (金)	オンライン研修 (Zoom)
4 生活保護における 3 つの自立支援とその推進に向けた研修 研修期間：令和 8 年 1 0 月 7 日 (水) ～ 1 0 月 9 日 (金)	7 月 2 1 日 (火)	集合研修
5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 研修期間：令和 8 年 1 1 月 1 0 日 (火) ～ 1 1 月 1 2 日 (木)	8 月 1 7 日 (月)	集合研修
6 児童虐待防止研修 研修期間：令和 8 年 1 1 月 1 0 日 (火) ～ 1 1 月 1 3 日 (金)	8 月 2 1 日 (金)	集合研修
7 女性相談支援従事者研修 (管理職) 研修期間：令和 8 年 1 1 月 2 5 日 (水) ～ 1 1 月 2 7 日 (金)	9 月 1 1 日 (金)	集合研修
8 女性相談支援従事者研修 (心理職) 研修期間：令和 8 年 1 1 月 1 9 日 (木) ～ 2 0 日 (金)	9 月 1 1 日 (金)	集合研修

裏面へ続く

9 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 研修期間：令和8年10月19日（月）～10月20日（火）	6月 5日（金）	オンライン研修 （Zoom）
10 介護保険における生活支援体制整備推進のための研修 研修期間：令和8年10月21日（水）～23日（金）	6月 5日（金）	オンライン研修 （Zoom）
11 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修 （第1回）研修期間：令和8年6月15日（月）～6月17日（水）	4月20日（月）	オンライン研修 （Zoom）
（第2回）研修期間：令和8年11月16日（月）～11月18日（水）	9月 3日（木）	

【参考】

今回の送付先については以下のとおりです。

○指導監督職員研修（老人、障害者、児童）

○福祉事務所長研修

○生活保護における3つの自立支援とその推進に向けた研修

→都道府県・指定都市・中核市の地域福祉担当課へ（129自治体 170箇所）]

○ユニットケアに関する研修

→都道府県・指定都市・中核市の高齢者福祉主管課へ（129自治体）

○児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修

○児童虐待防止研修

→都道府県・指定都市・中核市の児童相談所主管課へ（129自治体）

○女性相談支援従事者研修（管理職）

○女性相談支援従事者研修（心理職）

→都道府県の女性支援事業担当課へ（47都道府県）

○介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修

○介護保険における生活支援体制整備推進のための研修

→都道府県の高齢者福祉主管課へ（67自治体）

○医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

→都道府県の健康福祉部主管課へ（47都道府県）

・関係各課への周知徹底のお願い

都道府県等において、各研修の担当課が複数にわたっている場合は、各研修に係る実施計画の周知徹底を図るよう、本要領を関係所管課及び福祉事務所・児童相談所・女性相談支援センター・社会福祉関連施設等へお知らせください。

送付中止・送付先変更の場合は kensyu.info@niph.go.jp までご連絡をお願いいたします。